

# 研 修 参 加 報 告

〈日本共産党〉

## □ 第35回議員の学校

〈研修目的〉

日本経済の現状と今後の動向を知ると共に2019年度の政府予算の特徴と地方財政の課題を学ぶ。また、全世代型社会保障の本質と市民の暮らしに与える影響を深くつかみ財政民主主義の考え方や地方財政のあり方、地方自治体の果たすべき役割を学ぶ。

〈研修概要〉

研修年月日	講 演 テ ー マ	講 師
平成31年 2月6日(水)	1.【講義1】財政破たんに向かう？アベノミクス—日本経済の現状と今後～消費税10%、市民の暮らしと自治体はどうなる～	立命館大学教授 森 裕之氏 (地方財政・公共政策)
	2.【講義2】2019年度政府予算と地方財政の課題～初の100兆円予算(見込み)と地方財政計画を学ぶ～	
2月7日(木)	3.【実践報告】自治体要請キャラバンの取り組み～社会保障の拡充を！県下63自治体を訪問～ 【講義3】2019年度社会保障関係予算と市民の暮らし～政府の『全世代型社会保障』の提唱と実際～	埼玉社会保障推進協議会事務局長 川島 芳男氏 元日本福祉大学教授 石川 満氏
	4.【講義 4】憲法原則から考える財政民主主義と地方財政	「議員の学校」学校長 池上 洋通氏

主催：多摩住民自治研究所

研修場所：小金井商工会館

〈参加者〉 原田貴与子・向田 聡

〈概要報告〉

### 1. 財政破たんに向かう？アベノミクス—日本経済の現状と今後

～消費税10%、市民の暮らしと自治体はどうなる～

◆講 師 立命館大学教授 森 裕之氏(地方財政・公共政策)

◆概 要

#### ①日本の財政赤字の現状～現状をおさえる

- ・異常な債務負担（日本の債務比率は220%超にのぼり、第2次世界大戦直後の水準を超えている。世界の歴史上、先進国は平時にGDPの200%を超える債務を負ったことはない。債務から政府の保有資産の額を差し引いた「純債務」では、日本の債務比率は150%程度になるが、これも主要先進国の中では最悪の水準となっている。その一方で、金利水準はほぼゼロ近傍にある〈最近の日銀による買取が影響〉。）
- ・法人税と所得税の減税政策（法人税1984年43.3%→2018年23.2%，所得税

最高税率 1876年70%→2018年45%, 資産所得課税<分離課税>税率20%)

- ・大企業への優遇税制措置 (租税特別措置<試験研究費の税額控除>, 連結納税方式<親会社と子会社の所得を合算>, 受取配当益金不算入<国内の子会社・関連会社の株の配当金は100%控除等>)
- ・輸出大企業に対する消費税還付金 (海外で消費される輸出品には日本の消費税をかけないため、仕入れ等で負担したとされる消費税分を還付する制度)

⇒大企業の内部留保の膨れ上がり (2017年度446兆円)

## ②アベノミクスと財政赤字～その行き詰まり

- ・アベノミクスとは (第2次安倍内閣から進められた経済財政政策のパッケージ。「金融緩和」「財政出動」「成長戦略」の3つからなり、その柱は「(異次元)金融緩和」。異次元の金融緩和とその目的は、日銀が金融機関から大量に国債やETF<上場投資信託>を買い取る形でマネタリーベース<通貨の供給量>を拡大し、それによって2%程度の緩やかなインフレを目指すことである。)
- ・異次元金融緩和の状況 (2013年3月末約138兆円だったマネタリーベースは18年12月末時点で約504兆円の約3.7倍に拡大→これによって超低金利と円安が発生。円安効果で輸出企業とインバウンドの増加→低い金利で潤沢なマネーが供給されバブルを含む経済活動が活発化。他方で、貸出業務としての銀行ビジネスが成り立たなくなり、特に地域経済を支える地方銀行が厳しい状況に追い込まれている。)
- ・日銀の国債保有 (国債保有残高は2017年末で449兆円に拡大し、国債発行残高<1092兆円>に占める割合は4割以上に達する。)

## ③日本財政は破綻するか～短期的には大丈夫だが…～

- ・日本財政の破たんは起こるのか (短期…日本の政府や経済に対する信用が失われぬ限り、財政破たんが起きる可能性は小さい<国債金利水準がゼロ近傍で推移しているため>。中長期…財政再建をせずに政府債務が増え続けていけば、日本の政府や経済への信用がなくなり、財政破たんが起きることが想定される。)
- ・国民の金融資産があれば大丈夫か (国民の金融資産1800兆円>国の借金1100兆円。金融資産があれば大丈夫という意味は、将来、国民の金融資産に巨額の課税をして政府債務の償還に充てるために、国債等の信用はなくならないということを前提にしている。課税できなければ、国債等の償還に疑念が生じ、国債を買う投機家が減少し財政破たんの道に進む。)
- ・政府の打てる手=日銀引き受け

## ④日本財政の再建～消費税の延期と税制改革～

- ・2014年の消費税8%増税で今どうなっているか (各世帯の消費支出約34万円の減少。所得<給与>水準の低迷。平均所得水準の低迷。名目GDPの低迷。税込総額の低迷。)
- ・10%の心理的影響 (10というわかりやすい数字。)
- ・主な税制改革案 (所得税の総合累進課税の強化で5~6兆円。法人税率30%で3兆円。内部留保課税資本金10億円以上企業に税率2%課税で4~7兆円。金融資産課税強化で5兆円。その他租税優遇措置、受取配当金不算入、消費税還付金、金融取引税、環境税等の見直し。)
- ・主な歳出見直し案 (無駄なものは削減し、必要なものは支出するという基本スタンス。「国民生活向上に直結しない支出」や「将来不安を煽る支出」など浪費的支出の削減。「国民の生活

や人材・技術力を向上させる支出」や「防災・減災に役立つ支出」を増やす。⇒地方自治体の強化。)

#### ◆考察

(向田 聡)

・いま日本の長期債務(借金)が1100兆円にも上っている。この状況が国際的に比較しても、いかに異常な状況かを、様々な指標・データによって分かりやすく解説していただいた。また、法人税と所得税の減税政策や大企業優遇税制なども具体的な資料・数値でいかに大企業や資産家が優遇されているかもよく分かった。安倍政権になってからの経済財政パッケージ“アベノミクス”の金融緩和が、現在や将来の日本の財政に大きな影響をもたらしているか、その行き詰まりについても話していただいた。その中で、今後の日本財政は大丈夫かという問いに、短期的には日本の政府や経済に対する信用が失われなければ財政破たんの可能性は少ないが、中長期的には、財政再建をせずに政府債務が増え続けていけば、日本の政府や経済への信用がなくなり財政破たんが起きることが想定されるという指摘がなされた。国民の金融資産が国の借金より多いから大丈夫という声もあるが、国債等の信用がなくなるとい前提での物事なので、信用がなくなれば財政破たんへの道に進むという指摘は傾聴に値する。

・では、日本経済を再生するにはどういう道があるかということでの話では、今国民の消費支出が消費税8%時より約34万円減少している中での消費税値上げは、ますます経済を冷え込ませるのでやめること、そして税制も、所得税の総合累進課税にしたり、法人税率上げや大企業優遇税制の見直しをしたり、無駄な歳出を削減し国民の生活や人材技術力を向上させるための支出や防災減災に役立つ支出に切り替えたりしていくことの重要性を話された。

・いま日本の財政は、非常に危うい状態の中にあるという自覚を持つこと。その上で、国民生活には安心安全をもたらしながら無駄を省きつつ、税制を根本から改めていくことの重要であるということ学ばせていただいた。

#### ◆考察

(原田貴与子)

・国民は、国家財政の健全化を望んでいる。一般会計においては、歳出はなだらかに増え続け、税収は平成4年ころから下がり続け、平成21年を底に上がりつつあるが、歳入との差が開き、債務に頼り、公債残高は平成30年度末見込みで883兆円対GDP比158%になる。一方地方には192兆円の長期債務残高があり、合わせて1107兆円GDP比196%である。OECD中トップの債務残高である。収支改善をしなければさらに悪化していくことになる。

・平成2年度決算と平成30年度予算を比べると税収は60.1兆円と59.1兆円である。税収のうち、所得税は26兆円と19兆円、法人税は18.4兆円と12.2兆円、消費税は4.6兆円と17.6兆円である。所得税と法人税が減った分を消費税で補っていることがうかがえる。その背景には、法人税、所得税(最高税率)、資産所得課税(分離課税)の減税政策がある。

・法人税を見ると、資本金10億円以上の大企業約5200社(全体の0.2%)の利益は約40兆円で会社全体の利益の70%を占めるが、大企業への優遇税制措置がある。輸出大企業に消費税還付金がある。様々な資料で課税を諸外国とも比べると、日本は、申告納税者の所得税負担率が、高所得者層で所得税の負担率が、1億円以上の高所得者層の所得税負担率が下げられている。そのような中で、金融機関を除く全産業の内部留保は、446兆円に上っている。

・日本財政の再建に消費税増税をすれば、日本経済へのマイナスのリスクが大きいことを資料

で説明を受けるとともに講師の提言、税制改革案、歳出見直し案を聞くことができた。日本経済、国の財政再建、安心安全な国民生活、地方政治への影響を考えると、経済格差を広げる消費税ではなく、累進課税で税制を見直すべきである。税の集め方、使われ方に関心を持ち、もっと知ること、学ぶことの重要性を大いに考えさせられた。

## 2. 2019年度政府予算と地方財政の課題～初の100兆円予算(見込み)と地方財政計画を学ぶ～

◆講師 立命館大学教授 森 裕之氏(地方財政・公共政策)

### ◆概要

#### ①消費税増税とその対応を中心に

- ・平成31年度予算のポイント (1. 全世代型の社会保障制度-幼児教育無償化と社会保障の充実- 2. 消費税引き上げによる経済への影響の平準化 3. 防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策, 消費税上げで5.2兆円の負担増-引き下げ対応で2.3兆円=2.9兆円増収, 社会保障4経費2.8兆円-子ども子育て0.7兆円程度・医療福祉1.5兆円・年金0.6兆円程度-)
- ・新経済財政再生計画(2019～2025年)の改革の方向性や検討実施時期等を明確化(社会保障分野・社会資本整備等・地方行財政改革・文教科学技術にわたって)

#### ②2019年度と地方財政

- ・地方交付税等の一般財源総額について、平成30年度を0.6兆円上回る額の確保
- ・幼児教育無償化(初年度、地方負担分を臨時交付金を創設し全額国費により対応)
- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(緊急自然災害学防止対策事業費の創設31・32年度)
- ・公共施設等の適正管理の推進
- ・国地方間の財政配分(国税:地方税=60:40→国から地方交付税・国庫支出等を地方へ移すことによって42:58の割合になる。つまり地方の歳出総額の不足を補っている。)
- ・一般財源と特殊財源(一般財源=自治体が自分で決定できる財源-地方税・地方交付税等, 特定財源=使途が限定されている財源-国庫支出金・地方債等)
- ・各自治体の普通交付税の決定方法とその仕組(基準財政収入額と基準財政需要額の考え方)
- ・臨時財政対策債の考え方

#### ③新経済財政再生計画

- ・社会資本整備等(社会資本整備総合交付金と防災安全交付金, 公共施設等総合管理計画の位置づけ, PFIの考え方-直営事業とPFI事業の比較ではPFIの方が高価になる-, PFI導入の国の説明-公共施設の老朽化・厳しい財政状況・人口減少-)
- ・人口減少時代に対応したまちづくり(立地適正化計画・コンパクトプラスネットワークのための計画・立地適正化計画と公共施設等総合管理計画→ねらいは人口減少化における公共施設等の縮減を通じた更新費の削減と人件費や委託費等の経常的経費の削減と地域のコンパクト化を通じた財政コストの削減である)
- ・地方行財政改革分野横断的な取組(水道下水道事業の広域化等の推進, 公立病院の再編ネットワーク化, まちひとしごと創造事業費の確保, 地方創生推進交付金, 2020年からの地方創生による自治体SDGs推進)

#### ④国の矛盾した政策を乗り越える

- ・縮小都市と地域包括ケアシステムの矛盾(縮小都市コンパクトシティ政策は人口減少、財政

逼迫、公共施設等の老朽化を前提として、財政効率化を図るために住民を移動させて地域の再編成を図るもの、地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた居住環境で生涯を送ることを目的として、地域ぐるみで取り組むもの→これら2つは原理的に矛盾する政策方向になっている。）

- ・ロバート・ウォールディングの『幸福の研究』から
- ・子孫に引き継ぐまちづくりのビジョンを（自治体は常に自立した毅然とした姿勢を保持し続けなければならない。自治体がたとえ小さくなったとしても、「大きな自治体」を育てていかなければならない。様々な住民や民間の力が存在することが、その自治体の最大の利点である。公共施設のマネージメントを単なる効率化のためでなく、いかに自治の涵養へと結びつけていくかを忘れてはいけない。公共施設評価にあたっては、本性的視座 - 防災安全、コミュニティ、環境、子育て、文化などが市全体の方針として貫かれねばならない。）

#### ◆考察

（向田 聡）

- ・31年度予算の特徴は、主に全世代型の社会保障制度の構築、消費税引き上げによる経済への景況の平準化、防災減災国土強靱化の施策である。これらは消費税を上げることを前提にした予算であることと新経済財政再生計画の改革の方向性に沿った予算である。
- ・新経済財政再生家企画の特徴は、社会資本整備等に予算を充て、人口減少時代に対応するまちづくり、地方行財政改革分野横断的な取り組みを進めていくことである。具体的に例を挙げていただく中で、これらの方向性は、国主導でいかに経費を削減させていくかという、策誘導的な中身となっていることが分かった。コンパクトシティと地域包括ケアシステムは相矛盾する概念であるという指摘も興味深かった。
- ・果たしてこの方向が、疲弊した地域の再生や住民の幸せにつながるのかという疑問がわいてくるが、ロバート・ウォールディングの『幸福の研究』を引用し、「人生を幸せで健康にしてくれるものは何かという問いに、健康と幸福による要因は富でも名声でも無我夢中で働くことでもなく、「良い人間関係」をつくることに尽きる。孤独は命取りであり、家族・友達・コミュニティとよく繋がる(数だけでなく質の問題も)人ほど幸せで身体的にも認知的にも健康で長生きする。」という指摘を先生からいただいた。これからの地方自治を考えていく時、効率化のみで判断するのではなく、誰もが生まれ育った地で心豊かに安心してらせる自治体をつくっていくこと、また、住民と共にみんなで考えていく本当の住民自治をつくっていかねばならないと強く感じた。

#### ◆考察

（原田貴与子）

- ・消費税増税とその対応を中心にした講義を詳しく聞いた。消費税引き上げの影響への対応、消費税率引き上げに伴う社会保障の充実等が国の方針だが、消費税増税ありきが否めない。対応は一時的であり、本当に困っている人々に役立つかは疑問の声が寄せられていることを考えると、社会保障充実、財政健全化には、講義1で聞いた、累進課税を基本にした税制改革による歳入財源とすべきであると考えざるを得ない。その財源によって、高齢者福祉、幼児教育の無償化などを進めていってほしいと思う次第である。
- ・2019年度政府予算と地方財政の課題の講義では、財政の仕組みの説明を丁寧にしていただいた。その中で、一般財源の確保の重要性を学んだが、さらに学び、個別課題の時に研究しな

がら、もっとよくわかるようにしていきたい。

- ・国による新経済・財政再生計画改革工程長2018（社会資本整備等）（地方行財政改革・分野横断的な取り組み）が進められている。それによると、地方行財政改革では、水道・下水道の持続的経営確保。地方財政の全面的な「見える化」のため、住民一人当たり行政コスト等を公表し、決算情報等の「見える化」を推進していくとされている。これに対して地方団体から、基金は地域の実情を踏まえて、責任をもって判断しているなどと反発も出ている。コンパクトシティと地域包括ケアは矛盾した政策だという指摘もある。仏作って魂入れずのまちづくりであってはならないとの講師の言葉を心に、わがまちを見て、いかにして将来の子どもたちに引き継ぐまちづくりのビジョンを作るかを、市民とともに考え、安来市の計画に生かさなければならない。

### 3. ○【実践報告】自治体要請キャラバンの取り組み～社会保障の拡充を！県下63自治体を訪問～

◆講師 埼玉社会保障推進協議会事務局長 川島 芳男氏

◆概要：(資料別紙)

○【講義】2019年度社会保障関係予算と市民の暮らし～政府の『全世代型社会保障』の提唱と実際～

◆講師 元日本福祉大学教授 石川 満氏

◆概要

#### 1、日本の財政事情

平成31年度予算政府案は、歳入歳出994,291億円で、公債依存度は32.1%と高い。平成4年ごろから一般会計歳出に対して、一般会計の税収が少なくなって差ができ、グラフではわにの口といわれる状態になっている。国債発行額が多くなり、社会保障関係費も増えてきている。債務残高の国際比較で対GDP比日本は236.6%で突出して多い。その中で国の資料による将来の社会保障給付費は、2018年121.3兆円、2025年140.2~140.6兆円、2040年188.2~190.0兆円である。

#### 2、一億総活躍社会と全世代型社会保障

全世代型社会保障は消費税を10%にするためのキャッチコピー

2.8兆円程度の内訳～子ども・子育て▶0.7兆円程度、医療・介護▶1.5兆円程度、年金▶0.6兆円程度

消費税が5%→10%で実際に社会保障の充実に充てられるのは、1%に過ぎない

今後も社会保障給付費の伸び（特に高齢者の医療・介護給付費の伸びの抑制）は抑制される。

#### 3、今後の社会保障制度改革の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2018～工程化、制度改革がされていく。

医療保険制度、介護保険制度、子ども・子育てについて

#### 4、2019年度社会保障関係予算

予算のポイント

・社会保障関係費の実質的な伸び—対前年度比プラス4,774億円。（高齢化による増加分平成31年度+4,800億円）、消費税引き上げに伴う対応、骨太2018に掲げられた検討項目。

・「社会保障の充実」では、▶子ども・子育て支援～社会的養育の充実、▶医療・介護サービス～介護医療院、小規模多機能の充実、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化。▶年金生活者支援給付金などが主に上げられる。

## 5、国民健康保険制度の都道府県化問題

社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性～①国保に対する財政支援の拡充②都道府県と市町村との適切な役割分担③低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

## 6、幼児教育・保育の無償化と市町村の財政問題

幼児教育・保育の無償化について～国・地方の負担割合の考え方

地方交付税で算定するため実際は国の負担金カットに

幼児教育・保育の無償化にどう降り組むのか

### ◆考 察

(向田 聡)

- ・初めに埼玉社保協の川島氏から実践報告を受けた。25年間続けてきた自治体キャラバンで毎年埼玉県下 63 自治体すべてを回り、各自治体の実態を把握して、貴重なデータを蓄積してこられていることに大変びっくりした。特に5つの分野「医療・介護・障がい者・子育て保育・生活保護」にわたっての各自治体の実態調査は貴重な資料であり、各自治体の比較もでき、改善すべき課題も見えてくる。全国でも全自治体の状況が分かるのは埼玉県ぐらいではなかろうか。大変すばらしい取り組みであると感心した。
- ・石川氏から「2019年社会保障関係予算と市民の暮らし」についてお話を伺った。社会保障給付費か今後も増えていく中で、国は今「1億総活躍社会と全世代型社会保障」を提唱しだした。その背景は、一言でいうと、いかにして労働人口を増やし、伸びる社会保障費を抑制しながら自立・自助の社会をつくるかということである。その中で、政府はいろいろな政策パッケージ(働き方改革・人づくり革命・生産性革命、質が高く効率的な保健・医療・介護の提供、すべての人が安心してらせる社会に向けた福祉等の推進)を組み合わせながら、ねらいはやはり社会保障費をいかに抑制するかという方向性を打ち出している。インセンティブな政策誘導(一例をあげると保険者努力金制度など)で自治体に負担を強いることと、結果として住民の負担増という形へと向かわざるを得ない仕組みをつくろうとしていると言わなければならない。
- ・先生からそれではこれからどうするかという指摘もしていただいたが、それは、1つ目は、現代は日常生活のすべての面で「政治」がかかわっていることについて深く認識をすること。2つ目は、社会保障とその財源についての調査研究活動を重視すること。特に市町村単位での取り組みが重要。3つ目は、市町村長・市町村町議会から国に向けての要求活動(社会保障の改悪に反対する・地方財政法違反状態のインセンティブ改革に反対など)を行うことである。議員としての自覚を持ち、地域住民との共同を強めながら調査・研究・要望ができる力を付けていかなければならないことを強く感じた。

### ◆考 察

(原田貴与子)

・自治体キャラバンについては、島根県の社会保障推進会議も県内自治体キャラバンを行っているが、まず、粘り強く、キャラバンを行い、充実に向けて、実情の把握、情報提供、先進事例の紹介などを行って、前向きな方向へともに考えながら、前進させていくことを活動としておられると受け止めている。埼玉社保協はさらに県そのものが大きいし、ちみつな調査と分析には感心した。住民運動が参考になった。

・石川さんの講義は内容が詳細に説明された。国家予算において、債務残高が日本は異常に多く、OECDの第2位のイタリアが対GDP比128.7%に対し、日本は236.6%である。国家財政の在り方を根本から見直したうえで、社会保障費の在り方の議論が必要だと言わざるを得ない。

・社会保障費の大幅な伸びの抑制に、高齢者の医療・介護の抑制がされる。そのため、あらゆる方面からの社会保障費削減の方策によって、高齢者の負担が増えることが予想される。高齢者は年金がもともと低い上に、削減されてきており将来不安を訴える人が多い。そのような状況であるにもかかわらず、所得や資産の線引きによって、あるいは均衡を図るという理由で、高齢者の財布からの支払いが増えていくことが分かった。高齢者には暮らしに余裕や、楽しみのある老後は保障されないのかと思うほどである。隣近所で助け合いながら、食べるのがやっとだと訴えざるを得ないような国民の生活にしてはならない。本来の社会保障の在り方を模索すべきだと思うし、私自身も提言をしていかなければならないと考えさせられた。

#### 4. 憲法原則から考える財政民主主義と地方財政

◆講師 「議員の学校」 学校長 池上 洋通氏

##### ◆概要

国の財政と地方財政の基本的関係を正しく認識し、地方財政の在り方について、ともに考えることを学ぶ。

##### 1、地方自治についての憲法原則の確認

(1) 日本国憲法の定める国家の基本目的と政府の基本的任務

- ① 戦力不保持のもとでの恒久平和の実現
- ② すべての個人に対する基本的人権の実現

(2) 日本国憲法による国家の統治機構とその展開

(3) 日本国憲法の地方自治規定

(4) 戦時・統制体制の法制から

(5) ふたたび日本国憲法の国家（国民）の基本目的の確認と地方自治

(6) 市町村最優先・都道府県優先の原則

##### 2、財政についての原則とその展開

(1) 財政とは政府機関における経済活動のことである

##### 3、経済の民主主義と財政活動

(1) 経済の民主主義とは何か

- ① 個人間における経済格差の縮小
- ② 地域間における経済格差の縮小
- ③ 団体・企業間における経済格差の縮小

(2) 経済民主主義の実現のための財政活動の展開

- ① 軍事支出の縮小→解消
- ② 個人・企業への所得累進課税の徹底
- ③ 個人に対する人権保障最優先の支出政策の具体的な実現

(3) 公務員体制の根本的な破壊路線に立ち向かう

- ① 非正規公務員を正規化する
- ② 民間委託政策の根本的な見直し
- ③ 公務員の人権保障政策の確立



日本国憲法、大日本帝国憲法、憲法第8章「地方自治」、国家総動員法、部落会町内会等整備要領、地方財政法などの条文、法文を引用しながら、講師は、大日本帝国憲法にはなく、日本国憲法に規定された地方自治、地方財政の在り方について詳しく説明をされた。

#### ◆考 察

(向田 聡)

- ・今の日本の特徴は、経済の地域格差が広がったこと、経済民主主義の破壊が起こっていること、所得格差の広がり、地方自治の軽視であるとして話された。その例として、学歴社会の中での若者の都会への流出、2002年から2017年までのGDPがG20の中で減っているのは日本だけ、市町村合併政策で明治21年7万余の自治体が現在1700余自治体になっている（昭和20年は1万余自治体）があげられた。地方自治の本旨とは何か。1つは恒久平和の実現2つは全ての個人に対する基本的人権の実現3つが住民自治に基づく団体自治（三権分立にプラスして地方自治が加わった）であり、中央政府と地方自治は対等平等の関係であるということを強調された。その証左として、憲法95条の住民自治優先原則があるということでこれをしっかり理解することが重要だという指摘をいただいた。
- ・石川氏は「財政を理解できないと政治家とは言えない！」と厳しく言われた。財政は政府機関における経済活動のことであり、憲法原則に則って行われることを大原則とし、憲法7章の財政、財政法、地方財政法を十分理解すること、また、地方自治（市町村優先・都道府県優先）の原則がある（S24年シャープ勧告）ことをしっかり念頭に置いて掘む重要性を指摘いただいた。
- ・経済の民主主義とは何かということについては、1つは個人間における経済格差の縮小、2つは地域間における経済格差の縮小、3つは団体・企業間における経済格差の縮小であること、そして、その経済民主主義を実現するための財政展開はどうあるべきかということと3つの点を強調された。1つは軍事支出の縮小から解消、2つは個人・団体への所得累進課税の徹底、3つは個人に対する人権保障最優先の支出政策の具体的な実現であるということである。地方自治を考えるうえで、これらの指摘は目からウロコというか、本当に自治の原点に返るという意味で大変貴重なお話が聞けた。肝に銘じて、今後の議員活動に生かしていきたい。

#### ◆考 察

(原田貴与子)

- ・資料として提示された憲法、法律というおおもとの文を読みながら、原則を学んだ。
- ・「憲法で保障した地方自治の権能を、法律をもって奪うことは許されない」「国は、・・・住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、・・・地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」「住民の日常生活に密接な関連を持つ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障せんとする」など憲法や法律、裁判で出された結果で保障された地方自治であることを学んだ。それを現に地方自治の場で十分生かしていくことが重要である。私自身が住民自治、民主主義を希求する構えをしっかりと持ち続け、身に着けていくために学習し続けていきたいと思うと同時に、日本国憲法に立ち返り、生かしていく視点も学んだ講義であった。地方自治が推進できる財源確保の要求運動を地方から行うことも重要であると考えている。